

# 堤根処理センター維持管理情報

平成23年10月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量(t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	4,612.31
	2号炉	可燃性混合廃棄物	2,056.67

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成23年10月1日～平成23年10月31日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度(℃)	1号炉	炉出口	885	800℃以上
	2号炉	炉出口	882	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度(℃)	1号炉	集じん器入口	196	おおむね 200℃以下
	2号炉	集じん器入口	195	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(ppm)	1号炉	集じん器出口	21	100ppm以下
	2号炉	集じん器出口	25	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	平成23年10月20～26日
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	平成23年10月20～26日

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目		測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日
	1号炉	—	—
	2号炉	—	—
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果
硫黄酸化物濃度(ppm) 【硫黄酸化物排出量(m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	—	—
	2号炉	—	—
ばいじん濃度(g/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 1 2 %換算)	1号炉	—	—
	2号炉	—	—
塩化水素濃度(mg/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 1 2 %換算)	1号炉	—	—
	2号炉	—	—
窒素酸化物濃度(ppm) (O <sub>2</sub> 1 2 %換算)	1号炉	—	—
	2号炉	—	—
煙突から排出される排ガス中の※3 ダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日
	1号炉	—	—
	2号炉	—	—
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果
	1号炉	—	—
	2号炉	—	—

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。

※3 年1回以上の測定とする。